

都市計画法第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第36条第3項の規定により公告します。

平成18年 1月16日

京都市長 榊 本 頼 兼

1 許可年月日及び許可番号

平成17年 9月13日 第 3 3 5 4 号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

京都市伏見区桃山町因幡12番地7, 13番地1, 13番地2及び15番地3
並びに市有地（未登記）

3 許可を受けた者の住所及び氏名

京都府宇治市木幡東中26番地28ミタニビル

幸栄ハウジング株式会社

代表取締役 三谷 知行

(都市計画局都市景観部開発指導課)